

2020. 08. 03

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 御中

全国保健所長会

新型コロナウイルス感染症の患者に関する自宅療養の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る検査を受けて陽性になった方について、重症化リスク者（高齢者、基礎疾患がある者、免疫抑制状態にある者、妊娠している者）に当たらず、入院が必要な状態ではないと医師が判断している場合、宿泊療養・自宅療養の調整対象となりますが、この宿泊療養・自宅療養の対象となる方に関する療養先の調整業務について、保健所の業務負担が過大となっております。

自宅療養の対象となる方の要件について、軽症者等については原則として宿泊療養というこれまでの考え方を維持しつつ、宿泊療養・自宅療養の調整における保健所の業務負担を軽減し、かつ地域で感染対策を行えば療養が可能な疾患と認識されるよう以下のとおり、自宅療養の対象となる方として整理する要件を明確化することを要望します。

＜自宅療養を可能とする対象者＞

以下においては、入院や宿泊療養が困難な事情があるが、入院や宿泊と同様の隔離環境が自宅で保持できることを確認できる場合は、自宅での療養を認める。

（①を除き、②～⑤においては全てを満たすのではなく、総合的に勘案して保健所がフォローする対象者と考えます。）

- ① 独居で自立生活が可能であること
- ② 自宅内で同居家族等との隔離できる環境（寝食・トイレ風呂の使用に関して）であること
- ③ 同居家族等が、社会活動上影響がある立場や職業ではないこと
- ④ 同居家族等が、易感染性ではなく、もし感染しても重症化の恐れが少ないこと
- ⑤ 同居家族等に喫煙者がいないこと

- *同居家族等が別の環境に逆隔離できることが可能であれば、それも可とすること
- *無症状病原体保有者や軽症者について、同居者の介護や育児の代替がない場合は、同居者も含めて体調管理や体調不良時の対応を、保健所や地域の自治体の福祉サービス等で調整可能であれば、自宅療養を認める。

(以上)